

令和6年度 江戸川区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施方針

1 基本方針

江戸川区(以下「区」という。)は、利用者保護及び利用者本位の質の高いサービスを確保することを目的とし、障害福祉サービス事業者等の育成、並びに適正な運営と透明性を確保するため、運営指導を実施する。

監査については、法令・指定基準等の違反、自立支援給付等の費用の不正請求又は不適切なサービスの提供が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ的確な措置を取ることを主眼に行う。

運営指導及び監査にあたっては、支給決定を行う者、給付請求を行う者等と連携し、機動的に実施する。

2 語の定義

本方針における各用語については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)、児童福祉法、江戸川区障害者移動支援事業実施要綱及びその他の各関係省令における語の定義に準拠する。

3 運営指導の対象サービス及び選定基準

(1) 対象サービス

以下に掲げる事業を実施している事業所等を対象とする。

原則として、江戸川区内に事業所を設置している事業者を対象とする。

- ア 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業
- イ 江戸川区障害者移動支援事業
- ウ 障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業
- エ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業
- オ 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業

(2) 選定基準

区は、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、次に掲げる選定基準に基づき、対象事業者の選定を行う。

- ア 検査を一度も実施していない事業者
- イ 区又は他自治体を実施する集団指導を欠席した事業者
- ウ サービス利用者等から苦情又は情報提供があった事業者
- エ 従業者又は管理者等から苦情又は情報提供があった事業者
- オ 都道府県、区市町村又は国民健康保険団体連合会から情報提供があった事業者
- カ 他課又は関係事業所からの情報提供があった事業者
- キ 都又は区の指導に基づく改善が未達成又は改善状況が不明な事業者
- ク 過去の運営指導等による指摘事項について改善状況の確認が必要な事業者
- ケ その他の理由により指導が必要と認められる事業者

4 運営指導の実施方法

(1) 実施方法

原則として、事業所又は事業別に実施日程等を策定し、事業所等を訪問し実地において実施する。必要に応じて、書類等を区役所等に持ち帰り実施する方法や、事業所等の関係者を区役所等に呼び出して実施する方法をとる。

(2) 実施単位

原則、事業所を単位とする。

(3) 班編成

原則、職員2名以上の指導班を編成する。

(4) 実施通知

検査日の概ね2週間前に通知する。ただし、緊急を要する場合等には、検査日当日の通知を含めて、期間を短縮して通知を行う。

(5) 実施時期及び対象サービス

実施時期及び対象サービスは、年度当初に決定するが、緊急の運営指導の実施等により変更することがある。

(6) 東京都等との連携

必要に応じ、東京都や他自治体等と連携し、合同検査を実施することがある。

(7) 運営指導後の措置等

区は運営指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日、文書による検査結果を通知し、改善状況報告書の提出を求める。改善が不十分な事業者については、再度運営指導を行う等、必要な指導を講じる。

また、事業者等のサービスの内容又は給付に係る費用の請求に関し、不当な事実を確認したときは、当該事業者に対し、給付に係る費用の返還を行うよう指導する。

(8) 東京都への通知

区は、区内障害福祉サービス事業所への運営指導を行う場合、原則検査実施前に都知事に対して通知を行い、その結果についても同様に報告する。

5 運営指導の重点項目

(1) 事業運営の適正化と透明性の確保

ア 保存すべき書類が適切に保存されているか。

イ 人員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。

ウ 提供すべきサービスが、人員配置基準等に定める有資格者により提供されているか。

エ 障害福祉サービス、特定相談支援事業及び障害児相談支援事業については、自立支援給付費等報酬に関する告示を理解したうえで、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付費等を請求しているか。

オ 江戸川区障害者移動支援事業については、協定書に定める単価・算定方法等を理解したうえで、加算・減算等の基準に沿って費用を請求しているか。

- カ 障害児通所支援事業については、障害児通所給付費等報酬に関する告示を理解したうえで、加算・減算等の基準に沿って障害児通所給付費等を請求しているか。
- キ 管理者が従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に指定基準を遵守させているか。
- ク 利用者及び保護者等に対して、運営規程、重要事項説明書及び契約書等において、提供サービスや利用者負担額及びその他利用者が負担する費用等、利用者のサービス選択に資する情報を提供しているか。
- ケ 不正な手段により指定を受けていないか。
- コ 区による運営指導を拒み、妨げ、又は忌避していないか。
- サ 区職員からの帳簿書類の提出指示や質問に対して、虚偽の報告や答弁をしていないか。

(2) 利用者保護とサービスの質の確保

- ア 個別支援計画等が利用者の個々の状況に則して作成・記録されるとともに、適宜見直しが図られ、それを基にした適切な支援が行われているか。
- イ サービス内容に不正又は著しい不当がないか。
- ウ 利用者に対して、事業者等による虐待行為や身体拘束等がないか。また、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、必要な体制を整備しているか。
- エ 苦情、事故が発生した場合、適切な対応が取られているか。
- オ サービス提供を開始するにあたり、内容及び手続の説明及び同意（個人情報の利用を含む。）が適切に行われているか。

6 個別検査の実施方法

事業者等と呼び出し、関係書類の提出を命じ、執務室等において事実確認及び改善のための指導を行う。

7 監査の実施方法

原則、『4 運営指導の実施方法』に準じて行う。

なお、運営指導において、不正又は著しい不当と見られるサービス提供や、不正が疑われる給付費の請求等、事業運営に重大な支障が生じていることを疑うに足る事由が判明した場合には、運営指導から監査に移行する場合がある。

8 監査の重点項目

- (1) 利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていないか。
- (2) サービス内容に不正又は著しい不当がないか。
- (3) 給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当がないか。
- (4) 基準等において、重大な違反がないか。
- (5) 度重なる指導を受けたにもかかわらず、サービス内容又は給付に係る費用等の請求を改善していないかどうか。

9 集団指導

(1) 実施方針

提供サービスの取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、報酬改定等制度の改正内容及び過去の指導事例等について指導を行う。

(2) 実施方法

一定の場所に事業者を集めた講習形式や、動画配信等の方法により実施する。

(3) 実施単位

『3 運営指導の対象サービス及び選定基準』に定める事業所から選定を行い、原則として特定のサービスを提供している区内すべての事業所を対象とする。なお、制度改正の周知等を行う場合においては複数のサービス提供事業所を対象とすることがある。

10 関係機関との連携

(1) 障害福祉サービス事業等の適正化について、事業所等の指導の立場から、都道府県及び区市町村と連携を図る。

(2) 指定の取消等、処分の要件に該当する疑いがあるなどの理由がある場合は、都道府県等に対し、機動的に情報提供を行うとともに、必要に応じて都道府県等の実施する運営指導又は監査に立ち会う。